

大岡政談「実母繼母論之事」の変遷

日本文学／助教授 藤沢 毅

いわゆる「大岡政談」とは、大岡越前守忠相による裁判話群を表す名称である。書物として見れば、その書名にも『大岡政要実録』『大岡仁政録』など様々な形がある。「実録」というジャンルに属する大岡政談は、長編・短編とさまざまな形のものがあるが、ほとんどがフィクションである。『棠陰比事』のような中国の裁判話を典拠にするものもあれば、『板倉政要』など、前に成立した日本の裁判話を典拠にするものもある。また、特に典拠を持たず、新たに大岡政談として作られたものもある。言つてみれば、裁判話を作り、また集め、その裁き手として大岡越前守を据えたものが大岡政談なのである。

本稿では、大岡政談の小話の中から「実母繼母論之事」^(注1)を採り上げ、諸本間における、本文の変遷を考える。『棠陰比事』の「黄霸叱奴」を典拠とするこの作品は、諸本を比べ見るに、それぞれが違った本文を持つ。こうした諸本間における本文の変遷は、元とした写本から書き写されながら行われるのである。とすれば、書寫者の何らかの意図によって、その変遷がなされているのである。本文が変遷を続けること、これは写本で流通する実録というジャンルでは避け得ないことである。しかし、一口に本文の変遷と言つても、その幅が大きい作品、小さい作品とがある。変遷の幅が大きいということは、それだけ書写者に本文を変えようとする意図があつたということになる。

さて、「実母繼母論之事」は、「子引き裁判」などとも呼ばれ、これまでにもさまざまなかつて紹介あるいは考察の対象となつてゐる。^(注2)この話は、『棠陰比事』の「黄霸叱奴」を典拠として、大岡越前守の裁判話に再編集されたものである。『棠陰比事』

は、和刻本と、その翻訳本『棠陰比事物語』とともに、近世期の日本に出回つてい
た。^(注3)参考までに『棠陰比事物語』所収の「黄霸叱奴」を挙げよう。

黄霸叱奴

前漢の黄霸と云し人、潁川といふ所に太守たりし時に、福人あり。兄弟同じ家に住みけり。兄弟の女房、ともに同じく懷妊せり。あによめの子は、胎内にて、損ねて死したり。此子の死したる事、深く隠して言ふ事なし。弟よめ男子を産めり。あによめこれを奪ひとりて、おのれが子とす。これを論ずる事三年に及ベリ。既に黄霸に訴えけり。黄霸此子を人に抱かせて、庭中に於いて二人の女房に奪はせけり。両方ともに奪ひけるが、あによめは猛く勇みかかりて、子の手足もさるばかりに奪ひける。弟よめは、その子の手足の損ぜん事を悲しむと見えて、その心ばへ甚だいたはれり。黄霸の曰く、
「汝あによめ、家財をむさぼりて、此子を盗まんと欲す。又子の手足をそなはん事を悲しむは、にはかに作り出せる心にあらず。此事あきらかなり」とのたまひて、あによめをとがに落しける。

（慶安二年十月刊『安田十兵衛版』『棠陰比事物語』。学習院大学日本語日本文学研究室所蔵本（国文学研究資料館マイクロフィルム）による。稿者改訂）

大岡政談の「実母繼母之論」に受け継がれる、この話の主眼は、母親と主張する一人の女に子を引き合わせ、その子の手の痛みを慮つた方を実の母と判断した、と

いうものである。しかし、その主眼は受け継ぎながら、「実母繼母之論」は、典拠を

ただ地名や人名を変えただけの形で受け入れはしなかつた。それは、「黄霸叱奴」をそのまま受け入れるわけにはいかなかつた理由——不備が存在するからであろう。

「黄霸叱奴」では、兄弟の女房がほぼ同時に妊娠し、弟の嫁だけが無事出産することになるのだが、一人だけで暮らしているならいざ知らず、周囲の者にこれを知られずにできようか。もし可能であつたとすれば、そこにある程度の状況説明が必要にならう。例えば、助産婦的役割を持つ人を設定し、兄嫁がそれを味方につけている、などのものが。また、子は三歳である。黄霸は「人に抱かせて」「二人の女房に奪はせ」として、「棠陰比事」では「霸使人抱尼於庭中、乃使婢奴競取之」。^{注6)}三歳の子を奪いあうとすれば、しかも「手足もきるばかりに奪う」とすれば、「棠陰比事」では「妙持之甚猛」のみであるから、そこまで具体的にきつい表現ではない)、三歳の幼い肉体は損傷するであろう。奪い合うところまで至らないうちに、兄嫁が奪つたのであれば、これは手を出すのが早かつたか遅かつたかの違いであり、「手足の損ぜん事を悲しむ」状況には至らない。むしろ奪うのが早かつた方が、子を思う気持ちが強かつたとも受け取れよう。要するにこの話は、話の設定にかなりの不備を有しているのだ。このままでは、リアリティーのないものである。「実母繼母之論」は、この不備をなくす方向へ、いかに変遷させていったか。まず、現存する大岡政談の中で最も古い明和六(一七六九)年秋の筆写年次を持つ『隠秘録』所収のものを挙げよう。

主殺直助権兵衛事 幷 実母繼母論之事

(前半略)或所の武士方に勤居たる女、懷胎して一女をもふけ、屋敷にてそだてかたくて、里に遣し置けるに、其内、尤、見繼、里扶持遣はし頼置けり。然るに、此娘十歳余りになる頃、実母屋敷より暇を取、身儘に相なり、「其子を取戻し度」と申遣に、此子生れつきよく、今は何方へ奉公さず共、いつかど親の為にも成るべき体也ければ、里に取候方の女房、返す事をおしみて、曾て戻さず。此故に内々にて不相済、公義を受るに、当方より実の母なりとて水

掛論に成けり。預けし女は、

「いや是は我子にて里に遣し置し」と申せば、預りし女房は、

〔いや是は実の私子にて御座候〕

とて、更に証拠もなかりければ、奉行所にても捌兼給ふ体なり。其時、忠相は二人の女に申付給ふは、

「其子を中に置て、双方へ二人別て、左右の手を取て引合べし。引勝たる方、実母成るべし。其方へ可被遣」

との御事也。「委細畏り候り」とて、二人の女ろこふを出して、白洲におゐて、其子を左右に引合けり。中にて娘、左右の手いたみ、不思も「わつ」とくるしみ泣けり。終には一人の女引勝て、よろこびいさみ、

「私、引勝けるは我子にうたがいなく候」

と申時、大岡声懸、

「おのれこそ似せ者なれ。実の母は中なる娘の手のいたむをかなしみ、おもわずも手を放し引負けたり。其方は元他人故、其いたわりなし。只、勝事にのみ心を用ひし」

と、にらみすへたり。紛れ者に縄かけて拷問被成遣ければ、終には白状しける故、実母へ娘は被下けり。天地自然といふべき妙裁也。

(内閣文庫所蔵『隠秘録』巻四所収)

まず、設定が産みの親と育ての親との争いになつてゐる。産みの親は「武家方に勤居」て、そのために養育ができないので里子に出したのである。また、争われる子も、十歳余りの女の子であり、その子が「生れつきよ」いため、「今は何方へ奉公さす共、いつかど親の為にも成るべき体也ければ」という理由で、育ての親が返すのを惜しく思い、争いとなるという形であった。これは、当時の日本の社会状況に応じた設定であると言えよう。当時の女性は武家方で奉公することが、行儀見習いという意味でも、また働き先で見初められての玉の腰といった意味でも、良

縁を得る前提であった。そして、奉公へ上がるためには、三味線や踊りなどの芸事に長けていなくてはならず、そいつた稽古にも励む女性が多かったことは、既に指摘のある通り、『浮世風呂』三編などに記されている。^[注9]「生れつきよく」という表現には、稽古事ができたという意味は含まれまい。むしろ、これは容貌が美しいことや聰明であることなどを指すのである。^[注10]しかし、奉公へ上がるためには、容貌の良し悪しや聰明さも大きな審査基準になつたであろうことは容易に想像がつく。

良縁に恵まれば、嫁ぎ先から実家の方へは様々な配慮がある。よつて、美しく育つた娘が自分の娘であつたなら、奉公先にも恵まれ、良縁を得ることとなり、それが親にとつてもの幸いとなるとの欲が生じたのである。

ここで確認しておきたいのは、「黄霸叱奴」もそうだったが、「実母繼母之論」でも最初から、嘘をついているのはどちらの女性であるかが、読者に開示されていることである。読者の眼には、欲心から娘を自分のものとしようとする親の方が「悪」と映つている。最初から悪と決まっている人物が、どのように見出されるか、という興味で読み進めているのである。そのため、育ての親の方がむしろ娘に対しての愛情を強く持ち、引き合つた時も最初に手を放すのではないか、といった疑念が生じる可能性はいくぶん小さくなつていて。

「黄霸叱奴」では、黄霸の判断によつてすぐに裁決が下されているが、「実母繼母之論」では、「拷問」をなし、繼母が「白状」していることも見逃せない。当時は、犯人の自白が最重要視されていた。現代の感覚では、拷問はその行為 자체が否定される。当時であつても、拷問によつて無実の罪をさせられた例もある。しかし、この場合、大岡が、繼母の嘘を確信し、その上で拷問をなし白状させるという形をとつてゐる。決して、娘を引き合つた際に先に手を離したというだけで裁断したわけではなく、そのことをもとに自白を引き出したと読んでいいのではないか。とはいへ、それでもまだ多少の疑惑が残らないでもない。ちなみに、『隠秘録』の次に古い安永六（一七七七）年の書写年次を持つ、東京大学図書館所蔵『板岡政談』では、「拷問」の語はなく、大岡越前守の台詞「おのれこそ似せ者なれ。」^[注11]（中略）の後、「と

有ければ、終に白状におよび、女は実母の方へ被下げる」と、越前守の慧眼に恐れ

入つた繼母がその場で白状したかのように読める。『板岡政談』の場合は、この点を気にかけ、修正がなされたのである。

『隠秘録』の「実母繼母論之事」に戻る。引かれる子の年齢は「十歳余り」に設定された。これならば、多少乱暴に引かれても、すぐに重大な損傷を受けることはないかもしれません。この点において、「黄霸叱奴」の不備の一つは解消されたことになる。幼い子の手足を引くのに比べれば、十歳余りの子の手を引き合う方が、実際ありえそうなことではある。引かれてから痛みに堪えかね泣き出すというのも現実感がある。しかし、新たに生じる問題は、十歳余りの娘には証言能力があることである。その年齢の子であれば、ものの分別もあり、少なくともその証言が判断材料の一つとはなる。そいつた意味で、娘の証言についての言及がないことは読者に違和感を抱かせる。ただし、もしこの娘に証言をさせれば、幼いころから育ての親に育てられたというばかりであろう。どのように養育されたかの証言はできるかもしれないが、結局本当の親がどちらであるのかは証言のしようがない。娘の証言について言及するのは、かえって小話の構成を煩瑣にする恐れもある。新井白石『折たぐ柴の記』卷下には、男の子が拐かされ、一人の父親が実の子であると争うのであるが、子の証言があるにも関わらず、結局裁断しきれなかつた現実の事件（正徳五（一七一五年））が記されている。^[注12]読者がこの記事を讀んでいるとは考えられないが、しかし子の証言では判断しきれなかつたという現実も存在していた。これらのことから娘の証言の言及がないことも、わずかなフォローはできるのである。人別帳の問題はどうか。近世期、いわゆる宗門人別改め制度が制定され、実施されてきたことは知られている。しかし、その実態は、それほど厳密に実施されていたわけではないことも、また指摘されている。^[注13]前述の『折たぐ柴の記』の例も、これを証明しよう。

ただし、もう一つ問題として挙げたいのは、産みの親そのものの設定である。父親についての言及がなく、「武士方に勤居たる女」が、どういった状況で「懷胎して一女をもふけたのかがわからない」^[注14]。この点は、『隠秘録』の「実母繼母之論」が、「黄霸叱奴」にあつた不備を解消すべく工夫した結果であるのかもしれないが、同時に

別の不備を生じさせたことでもある。また、武家に勤めている生みの母が、どのようないに里子に出したのか。仲介人はいなかつたのか。「見継、里扶持」を送っていたのなら、誰を通じてどのような方法で送っていたのか、なども不明のままである。これらを設定し、記せば記したで、今度は裁判の際に証拠や証人になりはしないかという問題が生じる。結局、母親がわからない娘を一人の女が争うという場面以前の設定として、武家に勤めている女が里子に出したというものは、これまた大きな不備を抱え込んでいたということになろう。

これらの問題点に対しての変遷を見る前に、これらの問題点を孕みながらも諸所に説明が加わった形を持つ、広島文教女子大学所蔵『大岡仁政録』所収のものを見ておこう。

継母実母ろんの事

ある武家がたに奉公しける女、たれのたねかはしらず、子をもふけけるが、屋敷内にて養いくする事がなわねば、江戸近在のもののかたへあづけ、里ぶちとしてとかく金子をおくりけるが、かのむすめおひおひ成人して十二才に成しが、大ひにはつめいにて、ぬひはり、いとだけのみちもおおかたおぼへこみ、あづかりぬしを父母とおもひ孝行をつくしてありけるにぞ、父母も大ひに悦び、【今】一両年もせば、江戸の御やしきがたへ奉公にいだし、始終は御妾にもしておや里へ一かどの見つざもせん】

と、さまざまの芸をおしへけるが、かの実母、十とせあまりの屋しきづとめをなし、里に引とり娘を取もどし、よふいくせんとてあづけたるかたへ申遣わしけるに、

【此方、子をあづかりたるおぼへなし。老人の実子あるのみ也】

とて、さらに帰さず。いろいろおふ対すれども、一向取あへざれば、実母大ひに立腹し、大岡殿へ願ひけり。依て双方ならびにむすめをめし出され、対けつ仰付らるるに、「両方とも我実子に相違御座なく候」とて、水かけろんをなし、何のせうことてもななければ、大おかどの御くふうあり、

「其方ども水かけろんをなせどもさらにはつる期は有べからず。依てその娘を中におき、左右の手を両ほうより引べし。ひきかつたるかたへ娘はとらすべし」

とおおせける。兩人かしこまり、なかに娘をたたせ、実母継母双方より手をとつて力にまかせて引けるが、中なる娘、十一、三才の小うでを一生けんめいのちからにて引るる事ゆへ、何かわ以てたまるべき、

「ゆるし給へ。ゆるし給へ」

と、なき出しけるに、実母是を見て、さすがあい情のあまりにや、おもわづそ手をはなしたり。継母は一心不乱に引かたんとおぼふゆへ、なけれどもさけばども用捨なく、力にまかせて引けるが、実母手をはなしたるゆへ、継母も娘もともにどつかと引取なしたり。此とき大岡どのに向ひ、

「引かち候へば、娘はわたくしかたへ下さるべし」

といふに、大岡どの声をはげまし、

「おのれ、上をあざむくおおちやくもの。元来我子にあらざるゆへ、娘のなくをもかへり見ず、一心に引かたんとおもふゆへ、さらにふびんともおもわず。こなたはさすが実母ゆへ娘のなくを見て、あい情のあまり手をはなしたり。是実不実のせうこ也。きやつ、ごうもんせよ」

とて、きびしく責たりければ、ついに有体を白状したりけり。是天地自然人の情の常を以て、黑白を察せられたる也。

（広島文教女子大学所蔵『大岡仁政録』卷二所収）

まず、平仮名の使用が多いことを差し引いても、全体の分量が多くなっていることは一目瞭然であろう。どの箇所の説明が多くなっているか。一つには、娘がさせるにふさわしい能力を備えていることを記述し、それがために後に親のためになるという欲望を解説している。付隨している「あづかりぬしを父母とおもひ孝行をつくしてありける」との表現は、娘の性格の良さを示そうとしたのであろうが、む

しろ蛇足であるかもしれない。娘が継母を眞の母と思っていることが示され、もし娘に証言させれば継母有利の証言をしかねないと想像までさせる。一方、育ての親については、後に「始終は御妾にもしておや里へ一かど見つぎもせん」と、はつきりした目標まで記述されている。読者は娘に対しても同情し、育て親に対する敵意を育むかもしれない。

説明を増したもう一つは、娘の手を引き合った時の二人の母の描写と、それを解説する大岡の台詞である。引かれる手の痛みに泣き出した娘を見た実母は、「是を見て、さすがあい情のあまりにや、おもわずその手をはなしたり」と描写された、また、継母は「一心不乱に引かたんとおぼふゆへ、なけどもさけべども用捨なく、力にまかせて引ける」と描写される。これに対応する形で、勝ち誇る継母に対し大岡は、継母を「元來我子にあらざるゆへ、娘のなくをもかへり見ず、一心に引かたんとおもふゆへ、さらにふびんともおもわづ」と評し、また、実母を「こなたはさすが実母ゆへ娘のなくを見て、あい情のあまり手をはなしたり」と解説するのである。

実母は愛情を持ち、継母は欲望を持つて争っているということを繰り返し読者に提示し、裁き方の妥当性を強める働きを担っているのだ。

こういった、補足とも言えるよつたな説明が付き、展開はよりわかりやすくなつた。しかし、それで作品そのものが全面的に良くなつたと言えるだろうか。説明過多は冗長さにも繋がり、焦点がぼけるという印象も生み出す。ただし、この問題を論ずるのは、本稿ではここで止めておきたい。

広島文教女子大学所蔵『大岡仁政録』所収の形において、父親についての言及は、結局「たれのたねかはしらず」と、保留されたままであつた。これに対し、一応の期末を付けた形を持つものがある。同じく広島文教女子大学所蔵の『大岡政要録』所収の「実母継母公事御裁許の事」を見てみよう。

実母継母公事御裁許の事

東海道神奈川の宿に正降寺といへる医師の娘、下人と密通して欠落し、江戸に少しの知るべ有てそれを頼み来りけるに、男は急病にて相果しに、女は

懷妊して有けるゆへ、子を生ば乳母になりとも出んと相談し、月重り、女子を生ぬ。心遣せし故か、乳出ず。いかがはせんと悲しみしが、幸と宿の妻、先々月、子を産けるが、生れ子は七夜の内に死したり。幸ひの事とて其乳にて育てる。此娘、宿を出る時は金子少々持て来りしが、宿の入用、出産の物入に皆遣ひ尽せし故、日柄立てより、屋敷へ出勤める。奥方の気に入、女中頭になりし故、給銀もよほどり上し故、其内にて娘は里扶持にて壱ヶ月に壱分貳百文あて遣し、外に衣類など心付して育もらひけり。然るに其娘拾二歳になる時、実母は御屋敷より暇を下され、色々拝領物をして身體に成しゆへ、其子を取もどさんとするに、此子生れ付よく、今はいづ方へ奉公さするとも一廉親の為になるべき体なれば、里に取たる方の母は返す事を惜み、曾て戻さず。争ひ募りて下にて漬さる事故に、公儀におよびけるに、越前守殿、両母を召出し、尋ね給ふに、両方より誠の母なりとて水掛論なり。あづかりし女も、

「妻子にて、預かりしおぼへなし」

といふ。預けし女は、

「いや我子にて里に遣し置し」

と、互に争ひ、証拠もなかりければ、娘の召出され、御尋ねあれども、里の母を誠の母とおもひ、殊に面ざし里の母に似たる故、大岡殿も暫く御工夫有て、式人の女に申付給ひ、

「其子を中心に置て双方へ別れて左右へ手を取て引合すべし。引勝たる方へ遣わすべし」

との御事なり。委細畏りて其式人の女、力を出して白洲におみて其子を左右に引合ける中にて娘は手を痛、おもわづ「わつ」と苦しみ泣けり。終に右の方の女引勝て大ひに悦、

「イヤ私こそ引勝候へば、我子にうたがひなし」

と申時、越前守殿声をはげまし給ひ、

「己こそ似せ物なり。誠の母は中なる娘の手の痛をかなしみ、思わず引まけ離

したり。其方は他人故いたわりなく、ただ勝事にのみ心を用ひし不届の者め

と、縄を掛け、拷問に及び給ひければ、白状におよびぬ。爰にて実母へ娘を下されけり。天地自然といふべき御裁許なり。

(広島文教女子大学所蔵『大岡政要録』卷七所収)

冒頭に相当の分量を割いて、女の出身地、夫たる人物、その夫の急死、といった設定がなされた。また、乳の問題で、産んでもすぐに子を亡くした「宿の妻」に乳を貰っていたことも新たな設定である。そしてこの場合、出産してから、生活費のために武家屋敷に奉公へ出したことになり、その段階で乳を貰っていた「宿の妻」に子を預けたのである。父親のことに関して、また、実母がどのように里子に出したのかという問題については、納得のいく形になっている。少なくとも、これまで抱えてきた問題はクリアできたと言えるのではないか。しかし、この設定は別の問題を惹き起こしている。実母と継母との間に早くから関係が出来上がり、後の争いの際には、当然読者はこのことを踏まえて読みを進めよう。実子をなくし、代わりにその子に対し乳を与えて育てていれば、むしろ継母の方こそ愛情が湧くのではないか、という想像はその中でも最大な欠点かもしれない。また、娘の証言も取る形にしており、「里の母を誠の母とおも」つていることさえ記される。さらに、「殊に面ざし里の母に似たる故」との記述もある。継母と娘の関係をより密着させたと言つてよいかもしれない。娘の手を引き合つ場面での記述が比較的あつさりしているだけに、継母の欲望も見えづらくなり、詮議方法の焦点はぼけてしまつたかのようである。他にも、奉公前に子に乳を貰つていたり、またその子を預けたりしたことを見つける人はいないのか、という疑問も湧く。こみいつた設定が別の問題を生じさせたのである。

明治期になってからの活字本には、武家奉公という設定そのものを変えたものが見受けられる。明治十六(一八八三年九月)に刊行された「今古実録」シリーズの『大岡仁政録(越後伝吉之伝)』所収のものを次に挙げよう。

実母継母の御詮議の事

又同じ頃の事とかや。或家の本夫、我が妻の罪なきを離縁なし、予て云交せし女を直に後妻に娶れり。然るに離縁せし前妻懷妊し、親里にて女子を産りて奉行所へ訴へ出ける。其時大岡越前守殿へ、両方より己が実の子なりと申立、是と言証拠もなければ、先妻後妻互に弥々言争ひ果しなきゆゑ、奉行も是を捌^{さばきかね}兼て見えけるが、大岡殿、両人の女に向はれ、

「然様なれば致方なし。其子を中心へ入置て双方より左右の手を把て引合べし。勝し方へ其子を取すべし」

とあり。「畏まりぬ」と娘を兩人の中へ入れ、双方より娘の手を取、互ひに力を出し、白洲に於て引合ければ、中なる娘、左右の手の痛に堪兼、思はず「ワツト」泣出しければ、一人の女は「ハツ」と驚き手を放しけるが、引勝し女は、「ソリヤこそ我が子に違ひなし」

と申しけるを、越前守殿、「ヤレ待、女」と声を掛られ、

「汝こそ偽り者なり。誠の母は中なる娘の痛みを悲み、思はず引負て手を放したり。其方は元他人なれば、其子の痛を思ず、只引勝事にのみ心を用ひし成ん」

と、睨められしかば、彼の女は「ハツト」躊躇^{ひれぢ}伏ける故、「此女は偽り者なり」とて縄を掛け、拷問せられしに終に白状なし、疑ひも無、先妻の娘なりとて下されける。是天地自然の情を酌れし裁許と云つべし。

(国会図書館蔵本『大岡仁政録(越後伝吉之伝)』所収)

冒頭にあるように、この話では前妻と後妻の争いになつてゐる。武家方に勤め母という形が止められたのは、これまで論じてきたような問題点を解決できないと判断したためであろうか、あるいは明治時代の読者にとつて武家への奉公とい

うこと自体わかりづらい設定であったからであろうか。しかし、前妻が産み育てていた娘を、後妻が奪い取ろうとする形にも、やはり無理がある。言及はされていないが、父親も後妻の味方となつて娘を引き取らうとしたのである。それでもここにリアリティーは感じられない。タイトルが「実母継母」のままであるのも、これまでの形に引きずられたからであろうが、育ててきたのは実母であるのだから辻褄が合わない。後に『大岡難訴裁判』(明治十九八年刊、中野了隨編、鶴鳴堂)では、「小娘引取勝の裁判」とタイトルを変える(内容はほとんど変わらない)のも尤もの流れかと思われる。

その一方、一目でわかるように、全体が簡潔にまとまり、焦点は娘の手を引き合う箇所に絞られた。大岡の裁きも、道理を述べて睨むことにより、後妻が『ハツト』ハツト『鱗伏た。それ故に越前守は拷問を命じたのである。つまり、嘘を言つており、やましい気持ちのある後妻は、越前守の言葉によって、一瞬の心の怯みを見せたのである。そして、その心の怯みを見逃さず、(拷問によってではあるが)白状に追い込んだのだと読める。他本に比べ、この描写については高く評価したい。

とはいっても、やはり最初の設定には無理があり、むしろもとの武家奉公の方、実母継母の争いの方がリアリティーがあつた。大正十三年の尋常小学校『国語読本』卷八の第十一章『大岡さばき』では、「芦江戸で夫に死なれた女が、乳飲子を里子にやつて奉公に出ました」と、広島文教女子大学所蔵の『大岡政要録』の形に近いものになつていることは、前妻後妻の争いという設定が浸透しなかつたか、あるいはこの設定に満足せず、もとの形に戻ったか、のいずれかであろう。

このように、「実母継母論之事」は、諸本において少しずつの差異を持ち、それが長所短所を持つていた。ところが、同じ『大岡政談』の中の小話でも、例えば「密夫詮議之事」などでは、『隠秘録』から明治の活字本に至るまで大きな変動はない。これは、その話の完成度が高く、変遷を要しなかつたためではなかろうか。完成度とは、簡単に言えば欠点のなさであろう。「実母継母論之事」は子の痛みに思わず手を離す母親の情が中心の話である。この情を、「天地自然」の情としてまとめる形

はほとんどの諸本が踏襲していた。また、最初の実母継母の論戦を「水掛論」と表現することなども多くの諸本が踏襲した。このように、問題ない箇所は踏襲されることが多いのである。逆に、不備があつたり、リアリティーが感じられなかつたり、説明が不足している箇所が存在すれば、それを解消すべく作り手は改変を加えていつたのではないか。

作り手は先行作の読者でもある。読者として先行作品に不備を感じ、あるいは書き足す余地を感じるからこそ、新たな改変を加えるのである。本文の変遷が止まらないということは、どうしても不備が埋まらないなどの理由があつう。「実母継母之論」は、不備がどうしても解消できず、だからこそそれを解消すべく、またリアリティを求めて変遷を続けたのであつた。

諸本がそれぞれ違う側面を持つ実録というジャンルの作品に評価を下すとしたならば、それぞれの本に対しても一つ一つ吟味して下す以外の方法は取りえない。それぞれが成立した際の社会状況を考え、作品成立時の読者にとつてどのような読みがなされるかを考えていかなくてはならないのである。また、これら小話は独立して読者に提示されるわけではない。前後に他の小話があり、その影響も考えながら、対象を吟味する必要もある。例えば、前にも挙げた、明治十九年刊の『大岡難訴裁判』という活字本は、大岡政談の短編十五話を集め、それなりの意図をもつて編集されており、「小娘引取勝の裁判」はその中の第五話として位置付けられている。これを読む時には、大岡政談の短編を読むという姿勢をもつて読んでいるのである。類似短編があれば比較しながら読むこともある。短編集としての構成や配列を味わいながら読むこともある。それに対し、明治十六年刊の『大岡仁政錄・越後伝吉之伝』(『今古実録』シリーズ)は、長編の「越後伝吉」の話の後に、「人殺し・裁許の事」「密夫詮議の事」「下総不動院願ひの事」「盜賊人違ひ裁許の事」「過料金錢の事」とともに付け加えられた形で掲載されている。これを読む時には、「越後伝吉」という長編を読んだ後のついで、あるいはおまけのような感覚で読んでいるのである。これは写本の場合も同様であり、結局、諸本はそれぞれ読者に違う読み方を要求しているとも言える。

作品を読む際には、読者は本文だけに接するのではない。書物という「モノ」から読むのである。書型、書名外題、内題ともに)、表紙、目次、文字、作品配列、などなど、さまざまな要素を含めて読者は「読む」のである。文学作品であるから、文字の集合体から読み取る中身が重要なのは否定できないが、その他の要素も読みには反映する。こうした点を無視しないためには、实物としての書物そのものを対象にすることを前提にしなければならない。「テクスト」以前に「書物」という視点が必要となつてくるのである。実録は、諸本間ににおいて本文が変遷するという特徴があつた。ゆえに、諸本それぞれが読みの対象となることは納得しやすいであろう。しかし、はたしてこれは実録に限るのであろうか。

注

(注1)この章題は種々の形を採る。今、便宜上、「隠秘録」に用いられた形を使用する。

(注2)管見に入った「実母繼母之論」所収の大岡政談は以下の通り。ただし、国文学研究資料館のマイクロフィルムに收められているものについては、ここからの閲覧である。

内閣文庫藏『隠秘録』：写本、四巻一冊。明和六(一七六九)年秋写(東武隱士
風水道人写)。

東京大学図書館所蔵『板岡政談』：写本、三巻二冊。安永六(一七七七)年写
(依田吉太郎尚賢写)。

広島文教女子大学所蔵『大岡仁政録』：写本、二十巻一千冊。
広島文教女子大学所蔵『大岡政要記』：写本、十巻四冊。

八戸市立図書館所蔵『大岡仁政録』：写本、八冊。

鹿児島大学附属図書館(玉里文庫)所蔵『大岡政要実録』：写本、三冊。

酒田市立光丘文庫所蔵『大岡政要実録』：写本、五卷五冊。

酒田市立光丘文庫所蔵『大岡忠相政要実録』卷四：写本、五冊。

新潟大学附属図書館(佐野文庫)所蔵『大岡仁政録』：写本、六冊。

島根大学所蔵『大岡明君誠忠秘事記』：写本、一冊。
架蔵『大岡政要実録』：写本、三巻三冊。明治四(一八七一)年写。

架蔵『大岡忠相政要実録』：写本、二十巻九冊。

架蔵『大岡仁政録』(越後伝吉之伝)：(今古実録シリーズ)：活字本、二冊。明治十六(一八八三)年刊(栄泉社)。

架蔵『大岡難訴裁判』：活字本、一冊。明治十九(一八八六)年刊(鶴鳴堂)。

架蔵『大岡名譽裁判』：活字本、一冊。明治二十三(一八九〇)年刊(礒川出版会社)。

(注3)麻生磯次『江戸文学と支那文学』(一九四六年、三省堂)、辻達也『大岡政談』1・2(一九八四年、平凡社・東洋文庫)、松村恒「子引き裁判伝承途上の諸問題」(『説話文学研究』33、一九九八年三月)、野村敬子「児引き裁判」をめぐつて」(『昔話伝説研究』16、一九九一年七月)。麻生論文は、大岡政談を含む裁判もの全体のおおまかな流れを指摘、辻論文は、大岡政談各話と典拠とを比較考察したもの。松村論文は、「左大史小櫻季継記」と「棠陰比事」の関係の整理、また「棠陰比事」と「疑獄集」「折獄龜鑑」との関係の指摘をなした上で「子引き裁判」における他国との文献伝承を述べたもの。野村論文は、口承伝承における「児引き裁判」を考察したもの。

(注4)『日本古典文学大辞典』の『棠陰比事物語』の項目(市古夏生執筆)では、「【棠陰比事】は元和年間(一六一五、一六一四)に古活字の和刻本が出版されて以来、古活字版、整版本取りませて数種刊行されている。『棠陰比事』の翻訳が收められているものに、本書稿者注・『棠陰比事物語』を指す」と同時代には林羅山著という『棠陰比事加鈔』(注記略)及び同じく羅山著『棠陰比事諺解』(注記略)がある」と解説される。

(注5)本稿において、作品の引用にあたつては、本稿の目的とする点に差し障りのない限り、以下のような校訂を加えた。

①私に濁点、句読点、鉤かつこを付し、段落を設けた。

②振仮名は特に必要と思われるもの以外は省略した。

③踊り字は元の字に改めた。

(注6)『黨陰比事』は、バークレー三井校所蔵のもの(須原屋伊八版)によつた(国文

学研究資料館マイクロフィルムによる)。

(注7)「ちから」からの誤写か。『隠秘録』該当部分は、やや筆に勢いの無い字で、しかし「ろこふ」としか読めない。書写者も元とした書の記述を「ろこふ」と読むのに迷いながら、かつ、だからといって代替とすべき語を思い浮かべることもできず、記したのではない。

(注8)この箇所、「紛れ者に縄かけて」の部分が大岡越前守の台詞のような印象を与える。架蔵本『大岡政要実録』所収の形では「勝たる女、是紛れものなり。縄をかけて拷問しけるに…」と、まだ台詞と地の文が融合してしまつてゐるかの形のまま。架蔵本『大岡忠相政要実録』所収の形では「紛れ者よ」と縄かけて拷問しければ…」と、また、架蔵本『大岡政要実録』所収の形では「女、是まざれ者なり」と、縄をかけ拷問しけるに…と、両者とも台詞と地の文との分断が可能。

(注9)大口勇次郎『女性のいる近世』(一九九五年、勁草書房)、柳谷慶子『武家のジエンダー構造』(日本の時代史16『享保改革と社会変容』大石学編、二〇〇三年、吉川弘文館)、氏家幹人『江戸の少年』(一九八九年、平凡社)ほか、様々な書に指摘されている。

(注10)十歳か十一歳の女子二人が、今習つてゐる芸事について愚痴を言つ。

(注11)架蔵本『大岡忠相政要実録』ならびに『大岡政要実録』では、それぞれ「此子生れ付器量よく発明にて」「此子生れ付器量能、発明にて」と、器量の良さと発明(聰明)さを附加した形となつてゐる。

(注12)日本古典文学大系『戴恩記 折たく柴の記 蘭東事始』(一九六四年、岩波書店)所収の『折たく柴の記』(底本は新井白石自筆本)による。注(3)に挙げた、辻達也『大岡政談』に指摘と引用あり。

(注13)関山直太郎『近世日本の人口構造』(一九六九年、吉川弘文館)、横田冬彦『近

世的身分制度の成立』(朝尾直弘編『日本の近世』7『身分と格式』所収)、一九九二年、中央公論社)、乾宏巳『近世都市住民の研究』(一九〇三年、清文

堂)、『江戸学事典』「人別帳」の項(執筆者・南和男。一八八四年、弘文館)などを参考にした。

(注14)三田村鷺魚氏の紹介する『文政奇談夢物語』所収の「赤子一件」には、奥女中(下女)が妊娠し、家中の便所で密かに赤子を産み捨てた事件が記されている(鷺魚江戸文庫『御殿女中』一九九八年、中央公論社)による)。この場合は、「此下女奉公に出る前、情人有て身ごもりたるを知らずに上りたるに、りん月までかくしあふせ、うみ落としたり」と、勤める前に身ごもつていたことになつており、しかも便所に産み捨てた形である。『隠秘録』所収「実母継母之論」とは状況が違つていよう。

(補記)本稿は、二〇〇四年七月二十三日から二十五日にかけて、大连大学にて開催された「第一回 中・日・韓 日本言語文化研究国際フォーラム」における口頭発表をもととしたものである。その際、発表の報告書としての文章は発表会場において提出しており、いずれ論集の中の一本という形になるかと思われる。しかし、その中では、国際フォーラムという性格上、また六〇〇〇字以内という制限の中、充分な論議が展開できなかつた。本稿では、その不充分な点を補いながら書き改めたものである。結果として、内容の重複する論文が一種生まれることとなるが、前に提出したものはあくまでも発表の報告書とし、本稿を以て正式な論文としたい。